

**第6部 注射（途中）**

## ◆外来化学療法加算

130013890	外来化学療法加算1（15歳未満）	670点
130013990	外来化学療法加算1（15歳以上）	450点
130014090	外来化学療法加算2（15歳未満）	640点
130014190	外来化学療法加算2（15歳以上）	370点

## ◆バイオ後続品導入初期加算【新設】

130013790	バイオ後続品導入初期加算	150点
-----------	--------------	------

- ・外来化学療法加算に対する加算となります。
- ・当該バイオ後続品の初回の使用日の属する月から起算して3月を限度として、月1回に限り150点を更に所定点数に加算する。
- ・外来腫瘍化学療法診療料（新設）についても同様の加算を設ける。

## ◆無菌製剤処理料

- ・施設基準から「病院であること」を削除し、診療所においても算定可能とされました。